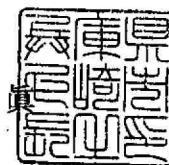


尼 都 計 第 5 1 3 号
令和6年11月29日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
松 本



尼崎市報告第9号
阪神間都市計画公園の変更（7.3.401号 佐璞丘公園、尼崎市決定）につい
て

みだしのことについて、次のとおり報告を行います。

以 上
（都市計画課）

阪神間都市計画公園の変更（7.3.401号 佐璞丘公園 尼崎市決定）について

1 背景

佐璞丘公園は、昭和32年3月に都市計画決定された当初面積約3.4haの風致公園であり、自然林の保護を目的として、民有地の取得あるいは借地を進めており、山林部に関しては、ほぼ取得あるいは借地できている状況である。

一方で、非山林部（畑・住宅地）については、令和元年度に道路を隔てた区域を廃止しており、現行の区域内においても積極的な用地の取得を進められていない状況である。

平成30年3月に策定した「長期未着手都市計画公園・緑地（尼崎市決定）の見直し方針」では、不要な権利制限を解消することを大きな目的として、今後、用地の確保が困難であり事業化が進まないことなどが懸念される公園において、必要性や代替性、実現性、地域固有の要素などを総合的に検証して見直しを行った。佐璞丘公園においても、当該見直し方針に基づき、自然林部分のみを区域とする見直しを行っていたが、一部、宅地部分と自然林部分の境界が複雑であり、地権者との協議が難航していたことから、令和元年9月の都市計画変更では、道路を隔てて宅地化等が進んでいる区域を除外した。変更後も、当該変更後の区域において、用地買収等の検討を進めていく中で、民有地の開発計画等をきっかけに、変更当時は不明瞭であった西側の自然林の境が明確になった。

2 変更案の内容と理由

上位計画である都市計画マスタープランや、みどりのまちづくり計画に位置づけられている「佐璞丘公園の自然林保護」という目的達成のため、また、自然林の保護を目的とする中で、非山林部（畑・住宅地）の民間開発による積極的な土地利用転換を促すため、自然林以外の区域において都市計画公園を廃止し、佐璞丘公園の区域及び面積について変更を行うものである。

変更前後対照表

変更	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
変更前	風致公園	7.3.401	佐璞丘公園	尼崎市 猪名寺1丁目	約2.6ha	散策路、休憩所、史跡、樹林
変更後	風致公園	7.3.401	佐璞丘公園	尼崎市 猪名寺1丁目	約2.2ha	散策路、休憩所、史跡、樹林 (面積および区域の変更)

3 今後の予定

令和6年11月 尼崎市都市計画審議会（報告）

令和6年12月 素案の公表、意見募集及び説明会

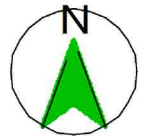
令和7年2月	尼崎市都市計画審議会（事前説明）
令和7年3月	案の縦覧
令和7年5月	尼崎市都市計画審議会（付議）
令和7年6月	都市計画決定告示

以 上

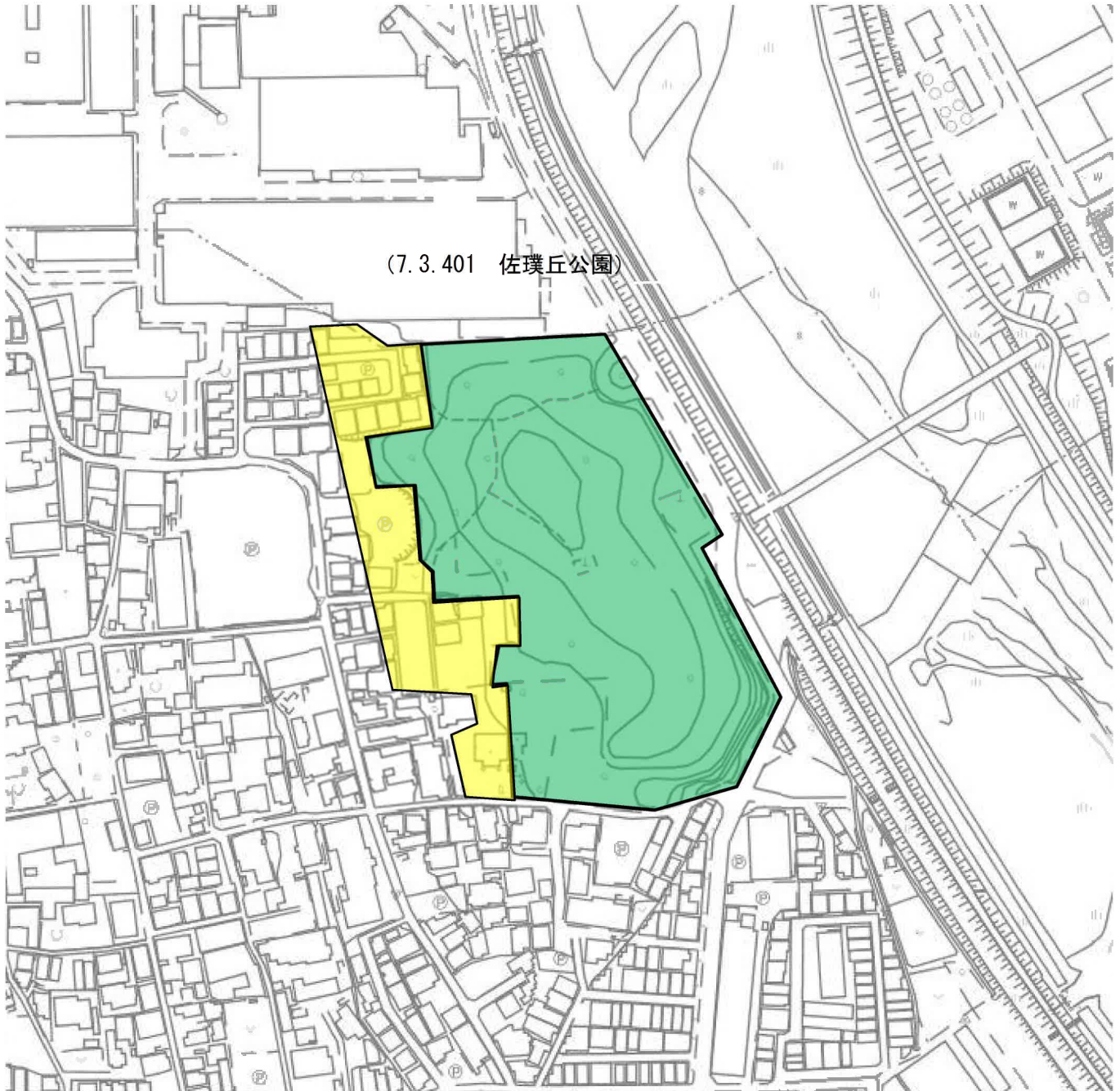
位置図

阪神間都市計画公園の変更

(7.3.401号 佐璞丘公園(特殊公園) 尼崎市決定)



縮尺 1 : 2,500



既決定区域	
削除区域	